

納めLINE

令和2年度第2号

納めてください（標準語）・納めらいん（宮城の方言）・納めLINE（通信紙の名称）

★「しっかり学ぶ、役立てる」～令和2年度徴収担当係長研修「マネージャー研修」を受講して～

8月21日（金）宮城県自治会館で公益財団法人東京税務協会 斎藤博史氏を講師に迎え「滞納処分の執行停止」をテーマに徴収担当係長研修を開催いたしました。研修は県税事務所や市町村の滞納整理を担当する部署の管理者向けに行われ、当機構の職員も受講いたしました。滞納処分の停止の業務を行なう上で大切となるポイントを、理論だけではなく実体験を交えながら説明していただき、受講者は熱心に傾聴していました。

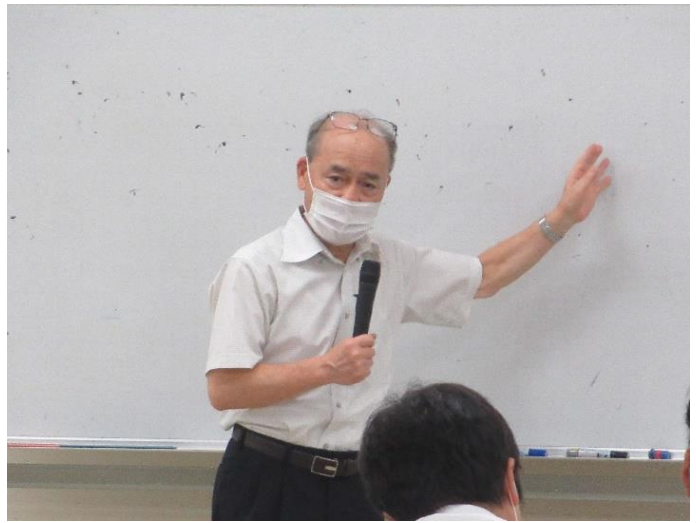
賦課された税は、税負担の公平性の観点からも基本的に全て納付または徴収されることが望ましく、滞納が発生した場合には法令に則り、適切な滞納処分を行なうことが求められています。一方で、納税資力がない場合や所在、財産がともに不明であるなどの理由によって、滞納処分を行なうことができないケースもあり、こうした案件については、納税者の個別・具体的な実情を十分に把握した上で、各地方団体の判断により、法令に則って滞納処分の執行を停止する必要があるということでした。

また、滞納処分の執行を停止するに当たっては、一般の住民（納税者）の納得が得られるところまで徴税、調査を行なうことが大事であることを今回の研修で学びました。

《講師プロフィール》

公益財団法人 東京税務協会講師 斎藤 博史

昭和54年4月に東京都に入庁。32年間主税局に勤務し、このうち30年間徴収部門で仕事を行う。平成23年3月に東京都を定年退職し、その後、公益財団法人東京税務協会の専門講師として、総務省自治大学校や市町村アカデミーを始めとする様々な研修において講義している。また、みず森ひろ史の筆名にて、著書「まほろばの山と高原」、「続まほろばの山と高原」を出版。



★スタディミーティング開催中

滞納整理機構では、職員のスキルアップを目的に6月から毎月1回、研修会を開催しています。職員自らテーマを考え、時には講師となり毎回違った切り口で研修を行っています。今回は8月に開催しました、“自動車の滞納処分”について紹介します。

本年第3回目となった研修は、8月3日（月）に行われました。午前には自動車の差押えの手続き等を座学で学び、午後は公用車を差押え財産と想定して、差押えの実技を行いました。

実際に自動車の差押えを経験したことのない職員も、実務経験のある職員のアドバイスを受け、手順を確認しながら自動車に傷をつけないよう慎重にタイヤロック、ミラーズロックの装着を体験しました。

今後もこのような直接実務に活かせるような内容の研修を開催していきたいと思っています。



慎重に実技を行う職員たち

★令和3年度以降の宮城県地方税滞納整理機構の方向性が決定しました！

令和2年6月4日に宮城県地方税滞納整理機構の本部会議が宮城県庁で開催され、設置期間を令和6年3月31日まで3年間延長する方向性が決定しました。

会議の中では、令和元年度の活動実績や決算についての報告、今年度の歳入歳出予算、組織体制、事業計画について協議されました。また、令和3年度以降の機構の方向性について、宮城県地方税滞納整理機構在り方検討会が令和2年3月に取りまとめた報告書に基づき、協議されました。その結果、業務運営方法の見直しを行った上で、現在の分散型機構の組織体制を継続し、設置期間を令和5年度まで3年間延長することが承認されました。

次回の本部会議(令和2年11月予定)では、延長に向けた機構設置要綱等の改正手続きが行われます。

【主な業務運営方法の見直し内容】

- ① 移管可能件数は、職員派遣を行う団体が40件、職員派遣を行わない団体が5件とする。
- ② 職員派遣を行う団体に限り、「個人住民税の滞納を有する」という事案移管の基準をあらため、個人住民税以外の税目の事案にも対応する。
ただし、滞納税目を問わない事案の移管件数は全体の5割未満とする。
- ③ 事案の移管は年度単位とし、現行の事案入替制は導入しない。
- ④ 出張型職員制度は、廃止する。

★インターネット公売実施結果

当機構で検索時に差し押さえた動産2品について、登米市でインターネット公売を実施しました。

●入札参加申込期間：7月3日(金)13時から7月20日(月)23時まで

●入札形式(せり売り)：7月28日(火)13時から7月30日(木)23時まで

・出品動産第1号液晶カラーテレビ 見積価額 50,000円、落札価格 50,000円

・出品動産第2号ゴルフクラブセット一式 見積価額 50,000円、落札価格 51,000円(※)

※ゴルフクラブセット一式は落札後に落札者からの連絡がなく再度インターネット公売を実施する予定です。

また、宮城県では宮城県市町村合同インターネット公売を次のとおり実施する予定です。

入札参加申込期間：令和3年1月6日(水)から令和3年1月19日(火)

入札期間(せり売り)：令和3年1月25日(月)から令和3年1月27日(水)

入札期間(入札)：令和3年1月25日(月)から令和3年2月1日(月)

ぜひ、入札に御参加ください。

★活動状況報告(R2.8月末現在)

今年度の宮城県地方税滞納整理機構の活動状況についてお知らせいたします。

○引受案件 440 件 引受滞納金額(本税) 3億2,477万6,982円

○徴収率 21.29 % 徴収金額(本税) 6,915万1,580円

○差押件数 107 件 差押金額 1,369万5,963円

○本税完納件数 84 件 本税完納金額 4,199万7,981円

今年度も40%以上の目標徴収率を目指し、徴収の公平性と収入未済額の縮減を図りながら、適正な徴収業務を進めて参ります。

ちょっと教えて?!税金Q&A~納税者向けコンテンツ~

問. 社会保険に加入した後も国民健康保険の納税通知が届いていますがなぜですか?

答. 国民健康保険(以下、国保)に加入していた方が職場などの健康保険(社会保険など。以下、社保)に加入した場合、お住まいの市町村の国保担当課で国保の脱退手続き(資格喪失届等の提出)をしなければなりません。脱退手続きをしないと、国保税が課税され続ける(納税通知が届く)ことになるため、国保の脱退手続きをしてください。

【参考】

社保加入者が会社を辞めた後、2年間を限度として社保を任意継続することができます。

「国保への加入」と「社保の任意継続」で、保険料や扶養家族の人数などにより加入者にとってメリットの大きい方が選べます。

【ご意見・ご要望などはこちらにお願いします】

宮城県地方税滞納整理機構(宮城県総務部地方税徴収対策室内)事務局

〒980-8570 宮城県仙台市青葉区本町3丁目8番1号

TEL: 022-211-6681

FAX: 022-211-2289



滞納整理機構
キャラクター

おさむね君